

公告

第20回京都市都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成16年9月21日

京都市長 榎本 頼兼

1 日 時 平成16年10月29日(金)午後1時30分から

2 場 所 京都ガーデンパレス 2階 葵の間

(京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町 605 TEL 411-0111)

3 議事事項

- (1) 計議第89号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区の変更について(京都市決定)
- (2) 計議第90号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)用途地域の変更について(京都市決定)
- (3) 計議第91号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区の変更について(京都市決定)〈職住共存特別用途地区の変更〉
- (4) 計議第92号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の変更について(京都市決定)
- (5) 計議第93号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)防火地域及び準防火地域の変更について(京都市決定)
- (6) 計議第94号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)美観地区の変更について(京都市決定)
- (7) 計議第95号 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)下水道の変更について(京都市決定)〈京都市公共下水道の変更〉

- (8) 計議第96号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更
について（京都市決定）＜I・Ⅲ・47号（3・3・132
号）向日町上鳥羽線の変更＞
- (9) 計議第97号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の
決定について（京都市決定）＜新門前通西之町地区地区計画
の決定＞

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴定員 10人
- (2) 傍聴手続 傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付
で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を
決定します。
- (3) その他 審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場
合があります。

5 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)